



森・川・海の  
循環



森林文化を見直し  
循環型社会を実現  
森林文化のくに・ふくしま



# 福島県は、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため 森林環境税を導入します。

森林環境税は県民税均等割に加算して  
納めていただきます。

## 個人

(県内に住所、家屋敷等を有する方)

税率：年額 **1,000円**

ただし、前年の合計所得が125万円以下で、平成17年1月1日現在において65歳以上であった方については、平成18年度は300円、平成19年度は600円、平成20年度以後は1,000円となります。

※前年の合計所得が一定の金額以下等により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

## 法人

(県内に事務所等を有する法人等)

県民税均等割額の**10%相当額**

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超～50億円以下	54,000円
1億円超～10億円以下	13,000円
1千万円超～1億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

森林環境税は、森林を守り育てる  
取組みに使います。

- 水源地域の森林の整備
- 間伐材などの利用促進
- 森林環境学習の推進
- ふくしまの森林文化の保存と伝承 など
- 里山など身近な森林の整備
- 公共施設における木材の利用推進
- 森林ボランティア活動の支援

## 森林環境税に関するお問い合わせ先

### 税の仕組みについて

福島県総務部税務企画グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 **024-521-7067**

ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/>

E-mail [zeimu@pref.fukushima.jp](mailto:zeimu@pref.fukushima.jp)

### 税の使いみちについて

農林水産部森林計画グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 **024-521-7423**

ホームページ [http://www.pref.fukushima.jp/forest\\_c/](http://www.pref.fukushima.jp/forest_c/)

E-mail [shinrinkeikaku@pref.fukushima.jp](mailto:shinrinkeikaku@pref.fukushima.jp)

**森林環境税は平成18年4月1日から施行します。**